

# 東京慈恵会医科大学産学官連携ポリシー

令和4年11月1日制定

東京慈恵会医科大学（以下、本学）は、「病気を診ずして病人を診よ」という建学の精神のもと、患者中心の医療とともに、将来の患者を救うための研究を、さらに良き医療人を育てるための教育を、創立以来一貫して提供してきた。

教育と研究という基本使命に加えて、研究成果の社会還元を「第三の使命」として位置づけ、次のとおり産学官連携ポリシーを定める。

さらに、本学における産学官連携では、世界有数の巨大都市である首都東京の中心にある立地を活用し、本邦のみならず海外の企業や研究施設に対しても、あらゆるリソースを開放・共有することで、産学官一体となった研究や人材育成を推進する。また、その成果を世界に発信するとともに社会実装という形で一層社会に還元していく。

1. 産学官連携による社会実装を目指した研究開発を推進するとともに、その成果が継続的に研究開発を行うための経験、動機となるよう事業の評価およびそれに応じた適切な支援を行うことで創造的サイクルを生み出す。
2. 産学官連携は高い倫理観と透明性・公平性を持って取り組む。
3. 産学官連携の健全な発展のため、教職員は「利益相反マネジメントポリシー」、「知的財産ポリシー」を遵守する。
4. 本学の産学官連携は医学のみならず、工学や人文・社会科学など学外の研究施設とも連携し、社会の変化に応じた技術開発を推進するとともに、全人的医学の進歩に貢献する。
5. 産学官連携においては人材育成が重要であり、社会人大学院や訪問研究員、産学連携講座、非常勤教員、寄付講座、教育カリキュラム等の制度を活用し、学内外の人材を幅広く育成する。
6. 産学官連携活動においても本学研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

附則

本、産学官連携ポリシーは令和4年11月1日より施行する。